

2012
Oct
30号

あさがお通信

障害者虐待防止法が施行されました

十月一日から障害者虐待防止法が施行されました。同法においては、虐待防止における国や地方公共団体等の責務を明確にし、主に、養護者による虐待、施設従事者等による虐待、使用者による虐待の三類型の虐待への対応について定めています。この三類型については、通報義務、通報先、対応責任主体等を定め、特に養護者による虐待については、市町村に対し、虐待事案への対応のための新たな権限を与えました。また、これまで障害者に対する支援において養護者に過度の負担を強いて来たことに鑑み、養護者支援も目的として掲げ、これを市町村の責務としました。

児童、高齢者に続く三番目の虐待防止法ですが、法の目的に沿った適切な活用を行うためには、対応責任を課された市町村、都道府県や労働局における十分な体制整備や連携が不可欠です。滋賀県や県内市町での準備状況については、全体的に見れば、少し出遅れておられるという印象が拭えませんが、高齢者虐待の分野でも頑張っておられる自治体が多い滋賀県ですし、サン・グループ事件の悲劇を繰り返さないためにも、これから万全の体制を築いてもらえると信じています。

のみのみ 津市組 津取 大取

大津市における障害者虐待防止に向けた体制整備については、今年度到大津市障害福祉課、やまびこ総合支援センター、障害福祉サービス事業所、あさがおなどが情報交換・協議を行うようになり、七月からは大津市障害者自立支援協議会の権利擁護部会として議論を進めてきました。そして十月一日の法施行に合わせ、従来から障害者虐待に対し丁寧に取り組みされている、やまびこ総合支援センターの中に「大津市障害者虐待防止センター」を設置し、その対応にあたることになりました。また同部会では、虐待を受けた方を保護・分離するための避難先の確保や広報啓発、弁護士等を交えた虐待対応についての検討会の持ち方など、議論を重ねています。

障害者虐待対応は、不適切な関わりのある状態から、その人らしい生活を実現させるための支援を行うきっかけを得る機会とも考えられます。障害者虐待防止センターだけではなく、関係機関、市民など、さまざまな「人」の力を結集することが必要となってきました。「誰もが笑顔で暮らせる大津！」を目指してみんなで取り組んでいきましょう！

大津市障害者虐待防止センター

TEL&FAX 077-523-7188



権利擁護支援フォーラム in Shiga

主催：全国権利擁護支援ネットワーク

とき

12月8日(土)

開場12:30~13:00~16:30

ばしょ

コラボしが21

3階大会議室

参加
無料

“サン・グループ事件から今”と題し、権利擁護支援フォーラムを開催いたします。

鼎談

サン・グループ事件を振り返って、いま
シンポジウム
地域で進める虐待防止

Message

理事からのメッセージ

あさがおの開設当初より理事を務めている宮川です。
本年度より副理事長も仰せつかりました。皆様よろしくお願いたします。



あ さがおが開設された当時、私は瀬田川病院で老人性痴呆疾患センター（現認知症医療センター）を担当していたため、認知症を専門とする医師を理事会に加えたいという鎌田理事長（当時）の意向で、理事会の一員に加えていただきました。理事になった当初、成年後見制度にはある程度関わりやなじみがあったものの、あさがおの役割についてはあまりわかっていませんでした。あさがおが動き出し、私自身の患者さんの後見人になっていただくケースが積み重なることで、あさがお独自の役割がわかるようになり、その重要性を認識するようになりました。

認知 症は生活障害を引き起こす病気です。認知症が進行することで、それまで自立していたその人の生活が必ず損なわれていきます。とりわけ一人暮らしの高齢者で、介護者が身近にいない場合、生活が破綻しないよう第三者が支援していく必要があります。支援していく上で、介護保険サービスの役割はもちろん重要です。しかし介護保険契約を結ぶこと自体に困難さがあったり、生活費を適切に管理できなかつたりする場合もあります。また悪質な訪問販売被害など、介護保険サービスでカバーしきれない問題もあります。一方認知症が進行していくとともに、ご自身が病気であるという自覚は一般的に薄らいでいきます。そうなるとう支援の必要性はどんどん高まるのに、本人が必要性を理解できず、拒否してしまうこともしばしばあります。この難しい状況を支援者が解決するためには、法律・経済・福祉・医療などさまざまな専門知識を持っているだけでは不十分で、認知症という疾患を理解し、認知症を患う人のところに丁寧に関わる技量も求められます。あさがおの相談員は、難しいケースに取り組む中で、そのような高い専門性を身につけてきました。今後もさらに専門性を高め、「難しい事例はあさがおに」と頼られる存在になっていただきたいと思います。私も理事として、また認知症を専門とする精神科医として、あさがおの活動を支援していきたいと思います。皆様もぜひあさがおの心強い応援団になってください。



宮川正治（南草津けやきクリニック院長）



平成24年度滋賀県高齢者虐待防止セミナー



去る7月24日、『成年後見制度であなたをまもる』をテーマに滋賀県ならびにあさがお主催のセミナーを開催しました。講師には國學院大学法科大学院教授で弁護士の佐藤彰一さんをお招きし、権利擁護の一つの手段としての成年後見制度が虐待防止に対してはどのように活用できるのか、また成年後見制度の課題(副作用)や、それに対して家族や支援者にはどのような取り組みが求められるかについてご講演いただきました。

成年後見制度には多くの副作用があるなかでも、成年後見人等に与えられる「取消権や代理権を、ご本人の思いとは違う形で行使できてしまう」ことが一番の副作用であること、自己決定権という権利擁護の重要な側面では、後見人等の考え方や周囲の環境次第では逆に権利侵害の可能性を秘めているということを再認識できたと思います。この事について佐藤さんは、本制度を、後ろで支えている黒子がいなくなると人形が倒れてしまう『人間浄瑠璃』と、後見(うしろみ)とよばれる黒子が意思を持って動いている役者を(衣装が動きにくいために)支えている『歌舞伎』に例えられました。

成年後見制度を権利擁護の手段として活用するためには、ご本人の意思の尊重が重要視されている『歌舞伎』型の支援ができることが重要になるのだと、改めて考えることができました。しかしご本人の意思を尊重することは簡単なことではありません。そこには後見人等の取り組みだけではなく、ご家族や支援者との協働が必要になることを強く感じました。

講演の後半には活発な質疑があり、講演後のアンケートでは多くの方から好評を得たことを実感しました。滋賀県の権利擁護支援に新鮮な風を吹き込んでくださった佐藤さんと、熱心にご参加いただいた方々に、厚く御礼申し上げます。



高齢者・障害者なんでも相談会in大津

今年も昨年に引き続き、「なんでも相談会」第1回目を9月29日に開催しました！この相談会は、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政職員の方々など複数の専門職が同時にご相談をお受けするという形で行っています。

今回、ご相談に来られた方からは「いろいろな職種の方に相談を受けてもらえてよかった」と好評でした。専門職といっても得意分野があり、同じ出来事に対しても違った視点で関わりを持っています。相談を受ける側も知恵と力を出し合って市民の皆さんのご相談をお受けできるように取り組んでいます。

みなさんの周りにお困りごとを抱えた方はおられませんか？この相談会はお困り事を持たれているご本人、ご家族だけではなく、支援いただいている方々からの相談もお受けしています。今年度も後2回なんでも相談会を開催します。どうぞ、この相談会の事をご紹介ください！

第2回 11月17日(土) 大津市役所別館1階大会議室

第3回 1月19日(土) 明日都浜大津4階ホール

《時間は各回とも 13:30~16:30》

権利擁護検討会

今年度、新しく始めた「権利擁護検討会」を大津市と当法人の主催で開催いたしました。第1回の今回は弁護士、司法書士から成年被後見人への支援についての事例が報告され、弁護士、司法書士、社会福祉士、大学教員等と共により良い支援を目指して事例検討を行いました。この場が大津における権利擁護支援を支える場となるように、一歩ずつですが取り組んで行きたいと思います。





書籍紹介



『トガニ幼き瞳の告発』

孔枝泳／著、蓮池薫／訳

何も知らず赴任した教師カン・インホは、そこでおぞましい事実を知ることとなる。韓国の聴覚障害児の学校で実際に起きた、職員による児童への性的虐待を題材にした本作。

主人公カン・インホは問われる。ただの男、ただの父親、ただの人間としてこの現実はどう立ち向かうのかと。

また、彼と共にこの現実に向かった人権センター幹事のソ・ユジンは言う。「この世のなかを変えたいなんて気持ちは父親がなくなったときにもう捨ててしまいました。わたしは、ただ自分が変えられないようにするために戦っているんです」。

これは、決して隣の国の嘆かわしい出来事などではない。



『ヘルプマン!』

くさか里樹／著

友人の神崎仁が高校を中退し老人ホームで働き始めたのに影響され、高校中退して介護の道に進んだ主人公恩田百太郎が、様々な問題に向き合う物語。

現代の介護問題、その過酷さや介護施設での問題点、高齢者虐待など、深刻なテーマが取り上げられ、主人公が悪戦苦闘しながらも、明るく真正面から関わっていく姿が印象的。

第18～20巻は成年後見制度編。自宅で暮らす認知症の高齢者を中心に物語は展開。金銭トラブルの解決方法として成年後見制度の利用が検討されることになるが・・・。

今月の一句

筋トレで準備体操 足がつる

純坊

お知らせ

11月29・30日に滋賀県及びあさがおの主催で、県内市町担当課・地域包括支援センターの職員を対象に、高齢者虐待問題研修会を開催します。

谷川社会福祉士事務所の谷川ひとみ氏を講師にお招きし、虐待対応の初動期における相談受理・事実確認・緊急性の判断等を行なう際に必要となる視点や手法などについてご講義いただきます。

編集後記

10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」がスタートしました。

今回通信でもお知らせしている『権利擁護支援フォーラム in Shiga』は、この法律の施行に合わせてテーマを設定しました。

過去の障害者虐待事件を振り返りつつ、現在の滋賀県下での取り組みを通し、地域で進める虐待防止について考える機会になればと思います。ぜひ、ご参加ください。

